

「地球発見隊 国際協力理解出前講座」 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の国際交流、国際協力への理解を深めるための地球発見隊 国際協力出前講座（以下「講座」という）の実施について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「講座」とは、(公財)佐賀県国際交流協会（以下「協会」という）が県内の様々な国際交流・国際協力活動を推進するCSO（市民社会組織）との連携により、海外経験が豊富な日本人講師を派遣・紹介し、県内の外国人住民の現状や課題及び開発途上国の現状と課題、国内外でできる国際協力活動等について話してもらうことをいう。

(対象)

第3条 講座を利用できる者は、県内に在住、通勤又は通学する者で構成された民間団体・高齢者大学・子どもクラブ又は県内にある保育・幼稚園、小・中学校、高等学校、公民館等営利を目的としない組織（以下「団体等」という）で、原則として参加予定人員が10人以上であることを要件とする。

(申込み等)

第4条 講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「代表者」という）は、原則として、実施希望日の前日から起算して1箇月前の日までに、地球発見隊出前講座申込書（第1号様式）を協会に提出する。

(実施決定等)

第5条 協会は、前条の申込みがあった場合、当協会が当該団体にその旨を連絡し、当該団体が講座実施を決定し、その旨代表者に通知する。

2 第1項又は前項により講座の実施が決定した後、団体等は面談又は電話・メールにて講師と事前打合せを行うものとする。

3 希望講師派遣団体は、第1項又は第2項による講座実施を決定する場合には、必要な条件付することができる。

(実施決定の変更)

第6条 協会及び協会以外の希望講師派遣団体は、前条により、講座実施決定の通知をした後において、講師の都合上やむを得ない事情が生じたときは、代表者にその旨を通知し、調整を行った上で講師の変更を行うことができる。

2 第1項の変更を行うことを決定したとき、当該団体が講座実施決定を変更し、その旨を代表者に通知する。

(利用場所)

第7条 団体等が講座を利用できる場所は、原則として県内に限るものとし、当該団体等の責任において確保する。

(変更等の届出)

第8条 第5条により、講座の実施決定を受けた代表者は、利用日時、場所その他申込みの事項に変更が生じたとき、又は申込みを取り消すときは、直ちに協会及び希望講師派遣団体に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(経費の負担)

第9条 団体等が講座を利用するに当たって、希望講師派遣団体が協会の場合は、講師に対する謝礼、交通費は無料とし、会場の借上げ及び材料の購入等が必要な場合は、団体等が手配し、当該費用を負担する。

2 希望講師派遣団体が協会以外の場合の経費負担は、当該団体の規定に従う。

(実施報告の提出)

第10条 団体等が講座実施後、1週間以内に地球発見隊 国際協力理解出前講座の実施報告書（第4号様式）に講座の様子が分かる写真数点を添付して、協会及び希望講師派遣団体に実施報告を行う。また、受講者のアンケート結果又は感想・意見があれば、併せて提出する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。